

令和8年度 会計年度任用職員勤務条件一覧表

公募職種	女性支援相談員
申込み先	人権・男女共同参画課
1 勤務場所、職務内容	勤務場所：阿南市内 職務内容：DVに関する相談業務・困難な問題を抱える女性支援業務及び男女共同参画に関する業務等
2 応募資格	次の(1)～(5)の要件を全て満たす方 (1)地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方 (2)6月以降に副業の予定があり、本市での勤務時間との合計が法定労働時間(1日8時間又は週40時間)を上回らない方 (3)普通自動車運転免許を取得している方 (4)基本的なパソコン操作(ワード、エクセル、インターネット検索等)ができる方 (5)DV被害者に対する相談、支援や困難な問題を抱える女性支援などの職務を行うに必要な熱意と傾聴力及び識見を持ち、かつ、次のアからエのいずれかに該当する方 ア 公認心理師、臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格を有する方 イ 教育職員免許状を有する方 ウ 社会福祉主事として福祉事業への従事経験が1年以上ある方、又は、女性及び家庭に関する相談業務の経験が1年以上ある方 エ 上記アからウの資格取得、従事等の経験を有しないが、DV防止法・困難女性支援法及び配偶者暴力相談支援センターの業務について理解し、相談、カウンセリング、支援業務に関する資格を有する方、又は、知識を有する方
3 任用期間	令和8年6月1日以降の指定する日から令和9年3月31日
4 勤務時間	月曜日から金曜日までの週5日勤務 原則、午前9時から正午まで 3時間
5 休日	原則として土・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始(12月29日～翌年1月3日) ※ただし、緊急の必要がある場合等には、勤務が割り振られる場合があります。
6 給与等	阿南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の規定に基づき支給します。 日額3,967円 (給与等は、令和8年4月1日現在のものであり、給与改定等により増減する場合があります。) ・通勤旅費(通勤に係る費用弁償) ※月の初日から末日までの間の実績に基づき、原則翌月21日に支払います。(支払は、口座振込により行い、所得税等を控除します。)
7 休暇制度	年次有給休暇(初年度10日、継続勤務年数により最大20日。繰越可能)、夏季休暇、忌引、結婚休暇ほか ※年次有給休暇は、採用月によって異なります。
8 社会保険等	通勤及び公務上での災害補償制度 ※社会保険及び雇用保険への加入はありません。
9 条件付き任用期間	採用後1か月の間は条件付任用となり、この期間を良好な成績で勤務した場合に正式任用となります。
10 服務規律	一般職の地方公務員として業務に従事するため、地方公務員法による服務及び懲戒の規定が適用されます。(服務の根本基準、服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止) ※営利企業への従事(兼業)を行うことは可能ですが、一定の要件があります。
11 再度の任用	一会計年度内における任用のため、任期の延長(令和9年度に自動的に採用されること)はありません。令和9年度以降については、その職の必要性の判断と選考(勤務実績、面接等)を経ての採用となります。